

生乳流通体制合理化推進事業実施要領
(令和5年4月14日付け中酪(総務)発第41号)一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 〔略〕</p> <p><u>一部改正 令和5年4月13日付け5農畜機第299号承認 令和5年4月14日付け中酪(総務)発第41号</u></p>	<p>生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p>平成28年6月6日付け28農畜機第1230号承認 平成28年6月8日付け中酪(業務)発第89号 〔略〕</p>
〔略〕	〔略〕
<p>第4 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書(以下「事業参加申込書」という。)を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアからキまで、それ以外の者の場合は、<u>ウ</u>からキまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア <u>みどりのチェックシート(畜産)の写し</u></p> <p><u>イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和5年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</u></p> <p><u>ウ</u> 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</p> <p><u>エ</u> 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</p> <p><u>オ</u> リース会社とのリース契約申込書の写し</p> <p><u>カ</u> 借受者が法人にあっては定款の写し</p> <p><u>キ</u> その他必要な書類</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 基本貸付料の助成</p>	<p>第4 事業の実施</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書(以下「事業参加申込書」という。)を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアからカまで、それ以外の者の場合は、<u>イ</u>からカまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア <u>農業環境規範に基づく点検シート又は GAP 取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を實踐することが確認できる書類の写し</u> 〔新設〕</p> <p><u>イ</u> 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</p> <p><u>ウ</u> 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</p> <p><u>エ</u> リース会社とのリース契約申込書の写し</p> <p><u>オ</u> 借受者が法人にあっては定款の写し</p> <p><u>カ</u> その他必要な書類</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 基本貸付料の助成</p>

改正後	現行
<p>生乳生産者団体は、第2の2の(1)の取組の実施に当たり、借受者がリース会社から借り受ける貸付対象機械装置の基本貸付料の3分の1以内(第6のただし書きの要件を満たす場合は2分の1以内)の経費について、リース会社を通じて助成するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、<u>「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)</u>に基づき原則として事業を実施する年度中に1回以上チェックシートを受け取る<u>こと等により、持続的な畜産物生産に向けた取り組みが行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。</u></p> <p>5 実施団体は、<u>配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。</u></p> <p><u>(2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。</u></p> <p><u>(3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。</u></p> <p>6 事業の委託</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は令和5年度とする。</p> <p>第5～第10 [略]</p>	<p>生乳生産者団体は、第2の2の(1)の取組の実施に当たり、借受者がリース会社から借り受ける貸付対象機械装置の基本貸付料の3分の1以内(第6のただし書きの要件を満たす場合は2分の1以内)の経費について、リース会社を通じて助成するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>環境と調和のとれた農業生産活動</u> 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、<u>「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)</u>に基づき原則として事業を実施する年度中に1回以上点検シートを受け取る<u>こと等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。ただし、生乳生産者がGAP取得チャレンジと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>5 事業の委託</p> <p>6 事業の実施期間 この事業の実施期間は令和4年度とする。</p> <p>第5～第10 [略]</p>

改正後	現行
<p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>電磁的記録による整備保管</u> 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、<u>電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>3 事業実施状況の聴取等 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じ、実施団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第12 [略]</p> <p><u>附 則（令和5年4月14日付け中酪（総務）発第41号）</u> <u>この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1～別紙様式第1-2号 [略] 別紙様式第2号 [中略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>みどりのチェックシート（畜産）の写し（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>(2) <u>配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和5年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>(3) <u>申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</u></p> <p>(4) <u>申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</u></p> <p>(5) <u>リース会社とのリース契約申込書の写し</u></p> <p>(6) <u>定款の写し（借受者が法人の場合）</u></p>	<p>第11 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 [略] [新設]</p> <p>2 事業実施状況の聴取等 会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じ、実施団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第12 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>別表1～別紙様式第1-2号 [略] 別紙様式第2号 [中略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>農業環境規範に基づく点検シート又はGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践することが確認できる書類の写し（借受者が生乳生産者の場合）</u></p> <p>[新設]</p> <p>(2) <u>申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</u></p> <p>(3) <u>申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</u></p> <p>(4) <u>リース会社とのリース契約申込書の写し</u></p> <p>(5) <u>定款の写し（借受者が法人の場合）</u></p>

改正後	現行
<p>(7) <u>その他必要な書類</u> (注) <u>添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p> <p>別紙様式第 3 号 〔中略〕 〔削る〕 <u>注 1</u>：検収確認結果を写真撮影の上、提出すること。 <u>注 2</u>：一体的に導入した機械装置がある場合は、備考欄に記入すること。</p> <p>別紙様式第 4 号 〔中略〕 5 添付書類 (1)・(2) 〔略〕 (3) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類 ①～④ 〔略〕 ⑤ <u>みどりのチェックシート (畜産) の写し</u> (借受者が生乳生産者の場合) ⑥ <u>配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和 5 年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</u> (借受者が生乳生産者の場合) ⑦ <u>機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</u> ⑧ <u>機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</u> (4)・(5) 〔略〕 (注) <u>添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略すること</u></p>	<p>(6) <u>その他必要な書類</u> 〔新設〕</p> <p>別紙様式第 3 号 〔中略〕 <u>注 1</u>：検収実施者等の氏名欄は、自署又は捺印すること。 <u>注 2</u>：検収確認結果を写真撮影の上、提出すること。 <u>注 3</u>：一体的に導入した機械装置がある場合は、備考欄に記入すること。</p> <p>別紙様式第 4 号 〔中略〕 5 添付書類 (1)・(2) 〔略〕 (3) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類 ①～④ 〔略〕 ⑤ <u>環境に配慮した農業生産活動規範点検シートの写し</u> (借受者が生乳生産者の場合) 〔新設〕 ⑥ <u>機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</u> ⑦ <u>機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</u> (4)・(5) 〔略〕 〔新設〕</p>

改正後	現行
<p>ができる。</p> <p>別紙 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号 〔中略〕</p> <p>4 添付書類</p> <p>(1) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</p> <p>①～④ 〔略〕</p> <p>⑤ <u>みどりのチェックシート(畜産)</u>の写し (借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>⑥ <u>配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和5年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</u> (借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>⑦ 機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</p> <p>⑧ 機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</p> <p>以下 〔略〕</p>	<p>別紙 〔略〕</p> <p>別紙様式第5号 〔中略〕</p> <p>4 添付書類</p> <p>(1) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</p> <p>①～④ 〔略〕</p> <p>⑤ <u>環境に配慮した農業生産活動規範点検シート</u>の写し (借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>〔新設〕</p> <p>⑥ 機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</p> <p>⑦ 機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</p> <p>以下 〔略〕</p>